移動型観光バスツアー試験運行（モニターツアー）業務委託にかかる
公募型プロポーザル実施要領

令和元年 9 月 12 日

1. 業務名　　移動型観光バスツアー試験運行（モニターツアー）の実施

2. 参加申込み　　上記業務について、公募型プロポーザルに参加を希望する者は、別掲「公募型プロポーザル参加表明」（所定の様式）に必要事項を記入し、必要書類を添え、後に示す提出期限までに（一社）KIX 泉州ツーリズムビューロー（以下、当ビューロー）担当者に FAX 又はメールにて、参加申込みをすること（必要に応じて参加申込書の到達確認を行うこと）

3. 業務目的など　　難波方面や和歌山方面の移動を目的とする訪日外国人観光客の流れを取り込み、泉州地域への誘客を目的とした移動型観光バスツアーの試験運行（モニターツアー）

4. 業務内容等　　別紙仕様書のとおり

5. 実施期間　　令和元年 11 月 1 日～30 日の期間で受託事業者が設定日を決めて実施

6. 予算額上限　　総額 2,000,000 円（消費税含む）　※消費税は 10%で計上

7. 参加資格　　参加資格は以下の要件をすべて満たしている事業者とする。

(1) 別紙仕様書に記載の手配・実施が可能であること。
(2) 第 1 種旅行業の登録をしている事業者
(3) 訪日外国人の誘客を事業（全部または一部）とし、平成 30 年度の訪日外国人誘客（インバウンド）事業の内容及び取扱実績を証明する書類等の提出が可能であること。
(4) 海外に拠点となる支店または事業所があること。
(5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
(6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされてない者であること。
(7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

（9）大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

8. スケジュール

内　　容	日　　程
公募受付開始	令和元年 9 月 12 日（木曜日）
質疑受付期限	令和元年 9 月 24 日（火曜日）
提案書（見積書）提出期限	令和元年 9 月 27 日（金曜日）
選定結果通知期限	令和元年 10 月 4 日（金曜日）
契約締結期限	令和元年 10 月 11 日（金曜日）

9. 質疑・応答　質疑がある場合は、別紙質問書（※様式 4）にて質疑受付期限までに当ビューロー担当者宛に FAX 又はメールにて問い合わせること。なお、質疑の回答は随時行うこととし、当ビューロー担当者より FAX またはメールにて回答する。また、質疑の回答は、内容により参加業者全者に回答する場合と質問者に個別に回答する場合とがある。

10. 提出書類　プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領及び仕様書を理解した上で、次の書類を提出することとする。

	提出書類	部数	備考
1	参加表明書　※様式 1	1 部	
2	会社概要書　※様式 2	1 部	自社作成のパンフレットでも可。
3	平成 30 年度インバウンド事業 実績報告書　※様式 3	1 部	自社の様式による報告書の提出も可。 ただし、必要事項の記載を満たすこと。
4	提案書	7 部	社名を記載してはならない。業務の工程表を含み、A 4 版に換算して 10 ページ以内とし、別添の資料は認めない。
5	見積書	7 部	社印・代表社印を押印したもの 1 部と、社名を特定できないもの 6 部。合計金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

＜見積書作成の注意事項＞

提案書（見積書）の様式は特に定めず、以下の必要事項をもれなく記入･押印して提出すること。なお、押印漏れ等の重大な過失がある場合は、当該見積書を無効とする。

① 宛先「(一社) KIX 泉州ツーリズムビューロー　理事長　永藤英機　殿」

② 案件名称、見積年月日、実施期日、提案（行程）内容、見積金額及びその内訳、住所又は所在地、商号又は名称、代表者職氏名、代表者印の記載確認

③ 見積り単価については、原則外税（税別）方式で記入すること。なお、消費税額等に円未満の端数がある場合は切捨てとする。（ただし、税抜金額が算出しがたい場合は、「税込」と表示の上、税込単価・金額のみを記載することも可とする。）

④ 合計金額については消費税額等を含んだ総額で表示すること。

11. 提出期限　令和元年 9 月 27 日（金）17 時 30 分

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

12. 提出方法　持参または郵送に限る。郵送の場合は簡易書留等、受け取り日時が証明できる方法によるものとし、提出期限必着とする。

13. 提出書類の取扱い
(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
(4) 当ビューローが必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがある。
(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14. 提出・問い合わせ先　一般社団法人　KIX 泉州ツーリズムビューロー
所属グループ：商品企画・開発グループ
担当者：石川・藤井
住所：〒596-0054　大阪府岸和田市宮本町 27-1　泉州ビル 8 階
電話：072-436-3440　FAX：072-423-4741　mail :kix-senshu@kstb.jp

15. 評価方法等
(1) 評価基準　別紙「評価基準」のとおり。
(2) 評価方法　評価基準に基づき、企画提案書を選定委員が採点し評価する。
(3) 候補者の選定方法
① (2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。
③ 前記①、②の記載に関わらず、総合点が満点の 60%未満の場合は、候補者として選定しない。
(4) その他
次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
② 本実施要領に示した企画提案書等の作成などに関する条件に違反した場合
③ 見積書の金額が「5. 予算額上限」の総額を超える場合
④ 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

16. 結果通知　参加者全員に対し、選定または非選定の結果を、令和元年 10 月 4 日（金）17 時 30 分までに電子メールにて通知する。

17. 契約手続
(1) 契約交渉の相手方に選定された者と当ビューローとの間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
(2) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。
(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

18. その他、注意事項等
(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 書類作成や提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得な

い理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を当ビューローに請求することはできない。

(3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、14. 提出・問い合わせ先あてに提出すること。

(4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、当ビューローは、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 本件実施後、契約締結前に候補者による法令違反等が発覚した場合は契約しない。